

気になる相談（令和4年7月）

“推し”に会えない！？転売チケットの購入トラブルが急増中！

自分の好きなアーティスト等（＝“推し”）を応援することは“推し活”といわれ、コンサートやライブ等のイベントに足を運ぶことも、その一種とされているようです。

新型コロナ禍の影響により、コンサートやスポーツ観覧などの中止や延期、規模縮小などが相次ぎましたが、これに伴い、全国の消費生活センター等に寄せられる、興行チケットのインターネットにおける転売に関する相談が増加傾向にあります。

【相談事例】

- 検索サイトで「〇〇（歌手名）ライブ」と検索し、一番上に表示されたサイトにアクセスした。画面に制限時間の表示がされたので、気が焦り、急いでチケット2枚（約4万円）を購入した。そのあと、このサイトを調べると、海外の転売仲介サイトであることが分かった。怪しいのでキャンセルしたい。
- 友人と2人で、アイドルグループのライブに行くことになり、友人にチケット購入を頼んだ。チケット代の清算のとき、代金は1万5千円であると聞いた。定価は8千円であったはずで高すぎると思い、購入したサイト名を聞くと転売仲介サイトであった。アイドルグループの公式ホームページを見ると「転売仲介サイトで購入したチケットと判明したときは入場を断る」とあった。入場できないならキャンセルしたい。

【対処法】

- 検索サイトで「〇〇（アーティスト名）ライブ」などと検索すると、検索結果の上部に転売仲介サイトの広告が表示されることがあります。公式チケット販売サイトと勘違いしないようにしましょう。
- 転売仲介サイトでは「残り〇枚」「残り時間〇分」というような表示がみられることがあります。購入を焦らず、サイトの規約や価格をよく確認しましょう。
- チケットを購入する場合は転売に係る規定（転売禁止、転売で入手したチケットの無効等）がないか、事前に公式ホームページで確認しましょう。

【注意点】

- 興行チケットは、プレイガイド等の正規販売ルートから購入するようにしましょう。
- 「特定興行入場券」の要件を満たすチケットの不正転売を行った場合、罰せられることがありますので、絶対にしないようにしましょう。
- SNSで「チケットを譲る」などの書き込みを見て取引をするケースでは、連絡がとれない、チケットが届かない等のトラブルが発生することがあります。個人間取引はリスクを伴いますので、十分注意しましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センター(TEL:089-925-3700)